

第4章

計画の構成と基本方針

第4章では、計画の根幹となる基本理念を示すとともに、施策展開における2つの視点と基本目標を整理し、全体の体系および評価の考え方について明らかにします。

内容

- 1 基本理念
- 2 視点
- 3 基本目標
- 4 施策
- 5 計画の体系
- 6 計画の評価

計画の構成と基本方針

1 基本理念

ともに誰もがつながり合い、自分らしく、 安心して暮らすことができるまちをつくる

本計画の基本理念は、地域共生社会の定義や、2023年に本市で開催した「地域共生社会推進全国サミット in とよた」で、全国に向けて本市が目指す地域共生社会の姿を発信した「とよた宣言」を基にしています。

「とよた宣言」

「とよた宣言」では、孤独・孤立の増加や地域のつながりの希薄化といった社会課題に対し、「おたがいさま」と言える関係性を新たな形で築き直すことの重要性が示されています。キーワードは「ともにつくる」。市民一人ひとりの尊厳と自分らしさを大切にしながら、家族や地域、職場などあらゆる関係性を見直し、楽しみながら新たなつながりを創出していくことが提唱されています。

多様な価値観を認め合い、参加し、つながり合うことで、誰もが自分らしく暮らせる地域の未来が拓かれるとしています。市民、ボランティア、事業者、行政など、あらゆる主体が制度や分野を超えて協力し合い、支え合う地域共生社会の実現を目指すことが確認されました。

2 視点

本計画の基本理念を推進していくうえでの2つの視点を、次のように定めます。

視点	内容
1. 主体的な選択の支援 と尊重	誰もがいつまでも生きがいを感じ、自分らしく輝き続けるためには、どう暮らしたいのかを自分自身で選択でき、多様な背景や価値観を持つ人々が相互に理解し合い、認め合える地域づくりが必要です。
2. 枠組みを超えた協力 と連携	あらゆる主体がこれまでの関係性の枠組みを外し、制度や分野を超えたつながり合いを育むことで、困りごとが生じた場合でもそれぞれが行動し協力し、支え合うことが暮らしの安心につながります。

3 基本目標

基本目標1 認め・支え合う地域づくり

地域福祉の推進には、住民、地域団体、専門職、社協、行政など多様な主体が連携し、地域生活課題の解決に取り組むことが重要です。地域福祉活動の促進や包括的な相談支援体制の充実に加え、誰もが安心して暮らせるよう、円滑なコミュニケーション、権利擁護の支援体制を整備します。さらに、孤独・孤立の予防、若者や企業の参画促進、意思決定支援などを通じて、つながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

基本目標2 参加・活躍の機会づくり

誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域づくりが求められています。

高齢者や障がいのある人なども含め、安心し、不安や悩みを共有できる居場所づくりや、年齢や障がいの有無に関係なくあらゆる市民が多様な形で活躍できる仕組みづくりを推進します。

基本目標3 安心を得られる支援の充実

すべての市民が自分の意思や権利を尊重され、安心して暮らせる地域づくりには、日常生活から災害時まで切れ目のない支援体制の整備が不可欠です。福祉的な支援が必要な人への包括的な相談支援や、権利擁護、意思決定支援の充実を図るとともに、災害時に安全に避難できる体制や情報共有の仕組みを整備します。また、再犯防止の視点から、刑事司法関係機関との連携による自立支援や地域での受け皿づくりを進め、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

4 施策

本計画では、施策を「重点施策」と「基本施策」に分け、それぞれの目的に応じて事業を展開します。

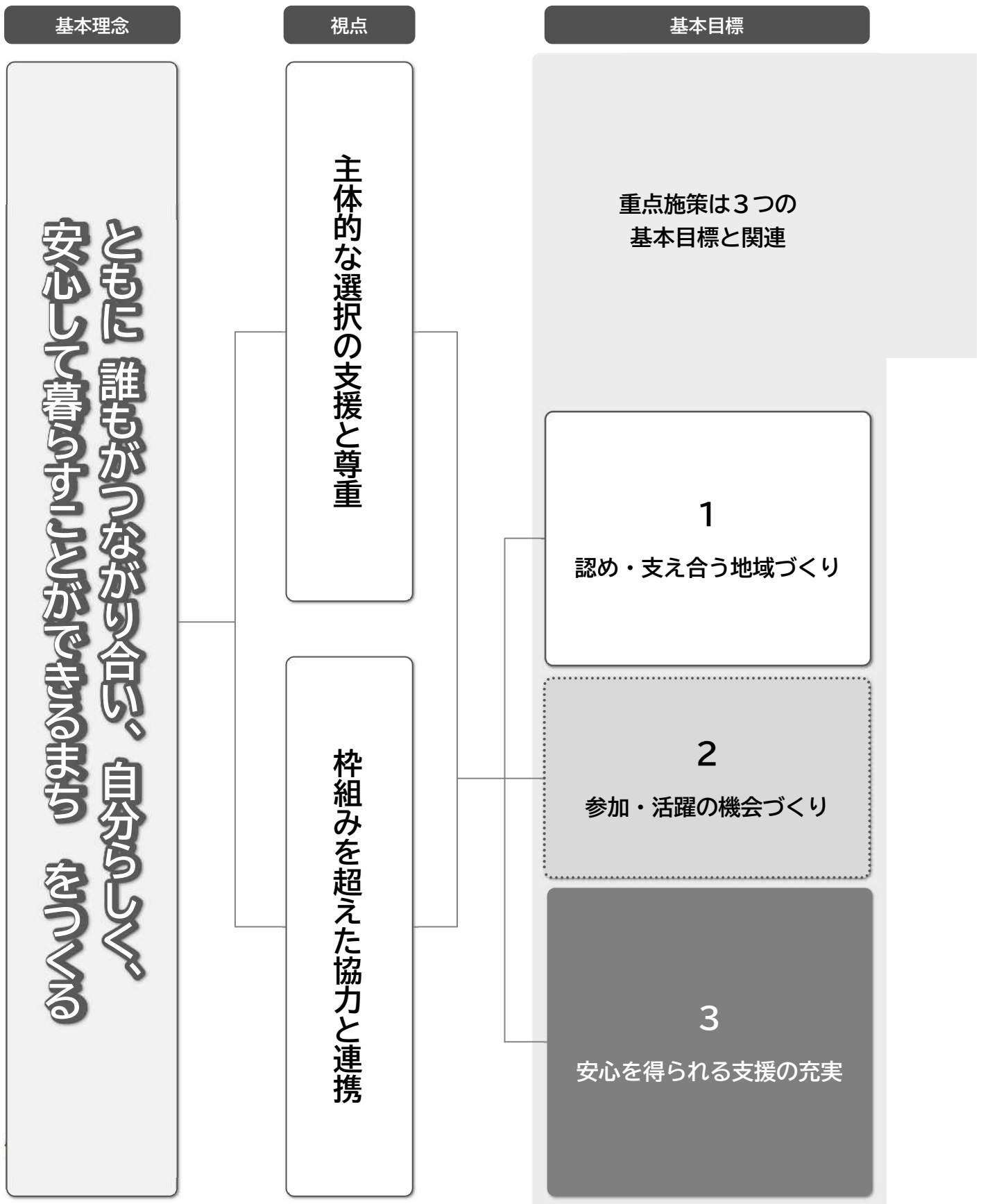
重点施策

計画期間の前半に優先して取り組む重要な課題への対応を目的としています。短期間で具体的な成果の実現を目指し、方向性ととともに実際の実施内容を計画に位置づけて推進します。

基本施策

計画期間を通じて取り組む、地域福祉の基盤を支える施策です。既存の実施を持続的に進めるとともに、社会の変化や新たな課題に対応するため、各施策における具体的な実施や目標は、年度ごとの実施評価を通じて機動的かつ柔軟に見直し、展開します。

5 計画の体系



重点施策

(1) 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

(2) 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

取組

- (1) 地域人材の育成と活躍支援
- (2) 地域人材と専門人材の橋渡し
- (3) 専門人材確保・育成支援
- (4) 権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援
- (5) 若者の地域活動のきっかけとなる社会参加の促進
- (6) 社会支援活動の担い手支援
- (7) 重層的支援体制の推進

- (1) 予防に重点を置いた孤独・孤立対策の充実
- (2) 市民参画と多機関協働による身寄りを頼ることができない高齢者等支援

基本施策

(1) 認め合う社会風土の醸成

(2) 意思決定支援の推進

(3) 支え合う地域づくりの推進

(4) 配慮が必要な人の社会参加・就労支援

(5) 配慮が必要な人への支援体制の強化

(6) 災害時の福祉支援体制の充実

(1) 相互理解と意思疎通の円滑化の推進

(2) 新しい認知症観の普及啓発

(1) 市民参画と多機関協働による意思決定支援

(1) 持続可能な地域活動支援

(2) 企業による社会貢献活動の促進

(1) 多様な人が自分らしく過ごせる居場所づくりの推進

(2) 配慮が必要な人への社会参加支援

(3) 配慮が必要な人の就労支援

(4) 生活再建に向けた居住支援

(1) 高齢者の見守り等支援

(2) 配慮が必要な家庭への支援

(3) 配慮が必要な子どもへの支援

(4) 多機関協働による総合的な再犯防止の推進

(5) 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

(1) 福祉的災害マネジメントの推進

6 計画の評価

本計画は、地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して策定されるものです。その実効性を高めるためには、計画の進行状況や成果を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うことが重要です。

本計画では、評価を以下の3つの段階に分けて実施します。

(1) 取組の評価

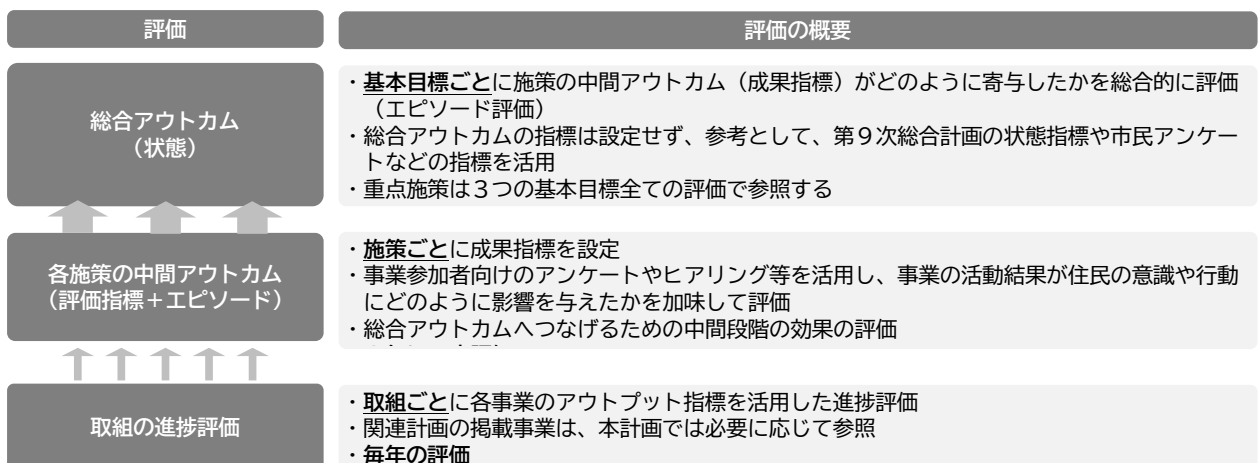
毎年、取組ごとに各事業のアウトプット指標を活用した進捗評価をします。たとえば、地域活動の開催回数、相談支援の実施件数など、具体的な取組の進行度を把握します。これは、計画の実行力を測る基礎的な評価です。

(2) 中間アウトカムの評価

3年に1度、毎年の取組評価、施策ごとに設定した評価指標に加え、アンケートやヒアリングなどを活用し、地域や住民にどのような変化が生じたかを評価します。たとえば、活動につながった人数やアンケートによる満足度などが評価指標となります。また、個人や団体の経験や変化のエピソードも踏まえ、地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会にて評価を行います。これは、施策の効果を測る中間的な評価であり、地域全体の福祉の状態（総合アウトカム）につながる前段階のプロセスとして位置づけられます。施策の方向性や改善点を見出すための重要な手がかりとなります。

(3) 総合アウトカム（地域の状態）の評価

3年に一度、基本目標ごとに、地域全体の福祉の状態がどのように改善されたかを評価し、地域の質的な変化を捉えます。これは、計画の目的達成度を測る総合的な評価であり、施策ごとの中間アウトカムや参考指標を基に、地域福祉の全体的な成果を把握します。評価は、地域福祉専門分科会および地域福祉活動推進委員会にて実施され、計画の改善や次期計画への反映に活用されます。



【 参考指標の位置づけ 】

本計画の評価をする際の補助的な視点として、第9次豊田市総合計画の「まちの状態指標」を参考指標に用います。これらの指標は、社会経済の変化などにより数値が変動する可能性があるため、地域福祉計画の成果を直接的に評価するものではなく、あくまで参考として位置づけます。総合アウトカム評価では、記述的な分析を中心に、本市全体の傾向や上位計画の指標も踏まえながら、地域福祉の取組の方向性を確認する補助的な材料として活用します。

基本目標	評価の参考とする指標 (9 総目指す姿指標・市民意識調査)	基準値 (2025 年)
1. 認め・支え合う地域づくり	① 日頃の生活の中で生きがいを感じている市民の割合	74.6%
	② 1年以内に新たな活動や学びの機会を持った市民の割合	29.2%
2. 参加・活躍の機会づくり	③ ボランティア活動やNPO活動に参加している市民の割合	15.1%
3. 安心を得られる支援の充実	④ 地域の活動に参加している市民の割合	40.9%
	⑤ 自分にはつながりがあると感じている市民の割合	59.3%

